

環 境 部

環境保全対策	X - 1
大気汚染常時監視システム	X - 4
健康の被害	X - 5
地球温暖化対策	X - 7
環境マネジメントシステム	X - 8
四日市公害と環境未来館	X - 9
(公財)国際環境技術移転センター	X - 12
清掃事業の概況	X - 14
ごみ処理事業	X - 16
清掃施設	X - 18
衛生事業の概況	X - 20
し尿処理事業	X - 22
朝明広域衛生組合	X - 23

環境保全対策

● 大気汚染

昭和 35 年頃から、石油化学コンビナートの稼働に伴い、塩浜地区を中心に大気汚染公害が発生した。これに対する規制措置として、昭和 39 年、四日市市は「ばい煙の規制等に関する法律」による指定地域となり、硫黄酸化物の濃度規制による排出基準が適用され、昭和 43 年には「大気汚染防止法」による拡散希釈効果を考慮したK値規制が導入された。

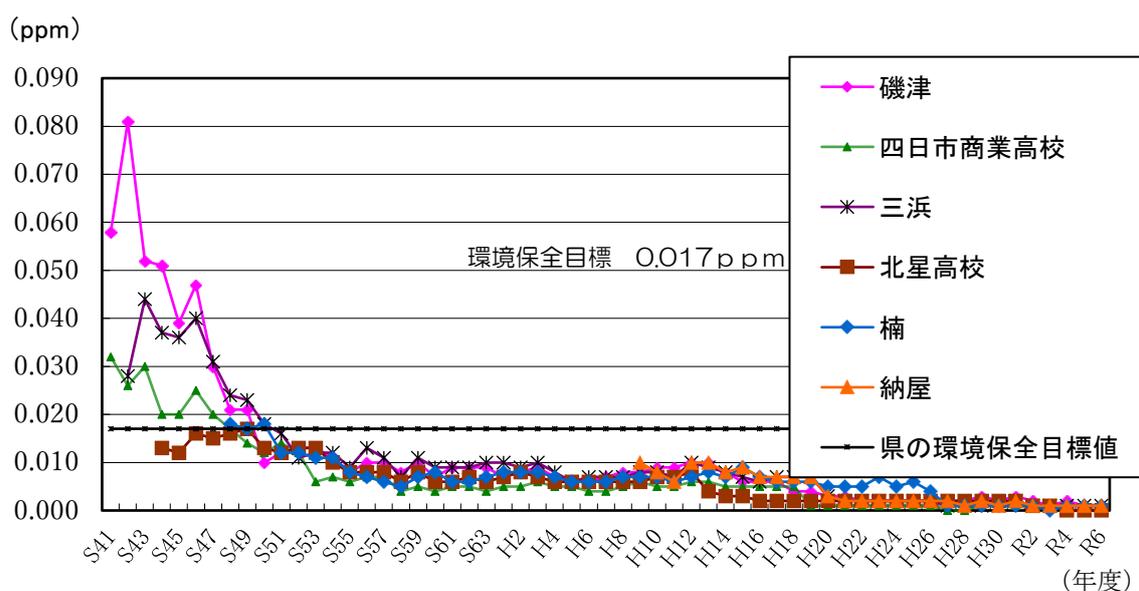
さらに、昭和 47 年 4 月から三重県公害防止条例によって硫黄酸化物にかかる総量規制を実施、環境目標濃度を年平均値 0.017ppm として逐次規制の強化を図ってきた。

これら一連の規制措置により、低硫黄重油、副生ガス等良質燃料の使用、排煙脱硫装置の設置などの対策が講じられた。その結果、昭和 51 年度には二酸化硫黄にかかる環境基準を市内全域測定局で達成するに至り、以後良好な状態を継続している。

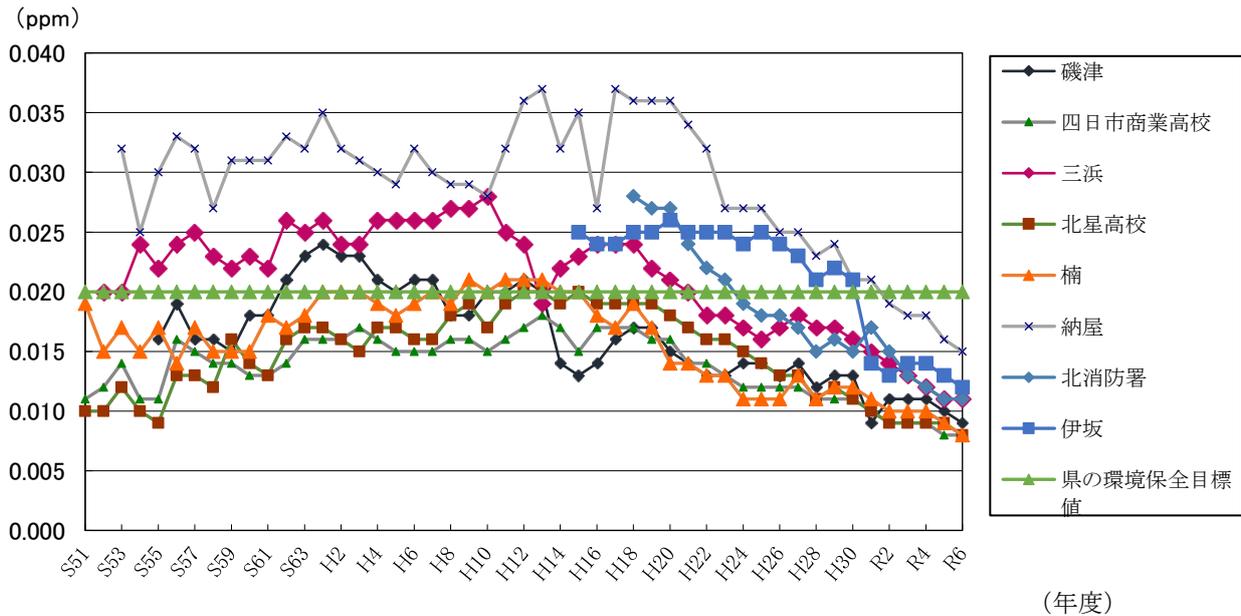
窒素酸化物についても昭和 49 年 10 月から県条例で総量規制を行うなど、積極的な対策を進めてきた。しかしながら産業活動の活発化や自動車交通量の増大など環境悪化要因もあるため、総量規制の強化を図るとともに、移動発生源の対策として、平成 14 年 10 月より自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制が開始された。その結果、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について全測定局で環境基準を達成している。

● 年度別推移

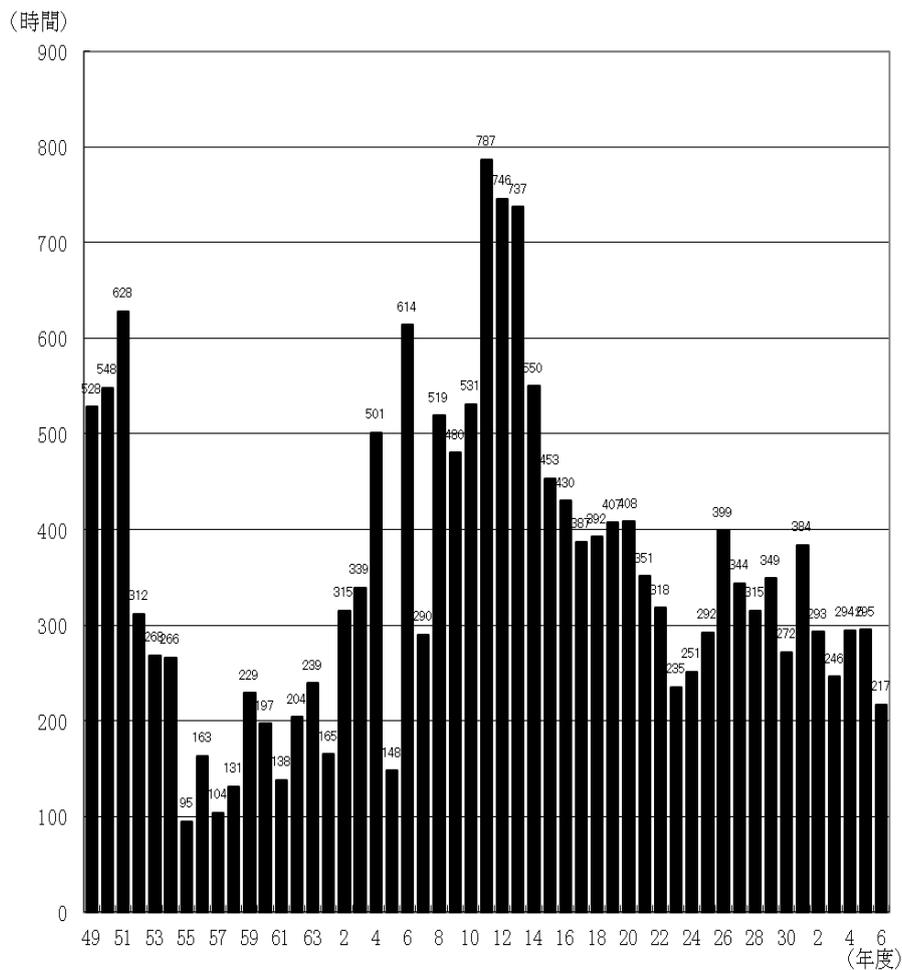
(1) 二酸化硫黄（年間平均濃度）



(2) 二酸化窒素 (年平均濃度)



(3) 光化学オキシダント (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の全局平均の経年変化)



● 水質汚濁

本市の地先海域は特定重要港湾に指定されている四日市港の港湾区域に包含されているが、古くより操業している紡績、食用油、石油化学、その他の工場排水及び都市下水による汚染が進み、その水域に漁業権を持つ漁業者の間に昭和 28 年頃漁業転換対策が検討されるようになった。その後、臨海部の石油化学コンビナートが拡大されるにつれて、海水の汚染も深刻化し、昭和 35 年には異臭魚が漁獲されるようになり、その実態と原因が国をはじめとする専門機関で調査された。その結果、四日市港を中心に北へ 6km、北東へ 11km、南東へ 7km、南へ 15km の海域に異臭魚が分布し、着臭原因物質は脂肪族飽和炭化水素の数種を主成分とする混合物で魚類のえらを通じて魚体内に進入することなどが解明された。昭和 41 年に水質保全法及び工場排水規制法により水域指定ならびに水質基準の設定がなされ、その後水質汚濁防止法、三重県公害防止条例により工場等に対する排水規制を強化する一方、水質汚濁状況の監視を県・市・四日市港管理組合が協力して実施している。また、四日市鈴鹿地先海域の水質汚濁の抜本的改善を図るため、県条例により昭和 49 年 10 月から COD に係る水質総量規制が実施された。その後、昭和 54 年 6 月から水質汚濁防止法による伊勢湾総量規制に移行した。また、平成 5 年 3 月より環境基準の健康項目が追加され、さらに、平成 13 年に策定された第 5 次水質総量規制では、新たに窒素・リンも規制対象として追加された。また、令和 4 年度からは、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな伊勢湾」を実現することを目標とした第 9 次水質総量規制が施行されている。

一方、河川の汚濁は、主要工場における排水処理施設の設置、公共下水道の整備等を公害防止計画に基づき進めてきた結果、着実に改善され、特に第 1 コンビナート付近を流れる天白川水系の河川には、県条例による上乘せ規制を昭和 49 年 3 月から実施し、水質浄化に努めた結果、大きく改善された。

平成 24 年 6 月 1 日には水質汚濁防止法が改正され、有害物質を貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造等に関する基準の遵守等が新たに設けられた。

● 土壌汚染

全国的に顕在化する土壌汚染の増加等を背景として、土壌汚染を把握し、健康被害の防止に関する措置を促すため、平成 15 年 2 月、土壌汚染対策法が施行された。平成 16 年 10 月には、三重県生活環境の保全に関する条例の一部が改正され、土地の形質変更時の調査等が追加された。平成 22 年 4 月 1 日、土壌汚染対策法が改正され、土壌汚染状況調査の対象となる契機が追加された。

また、平成 30 年 4 月 1 日及び平成 31 年 4 月 1 日に土壌汚染対策法が 2 段階で改正され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、リスクに応じた規制の合理化などが盛り込まれた。

本市としても、同法の趣旨を踏まえ、今後、必要な指導、啓発に取り組んでいく。

● 悪臭

本市における悪臭規制は三重県公害防止条例に基づくアセトアルデヒドに始まり、悪臭防止法に基づき、工場やその他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、アンモニアや硫化水素などの 22 物質の濃度を規制する「特定悪臭物質濃度規制」を採用してきたが、様々な臭いが混ざり合った複合臭や規制されない悪臭物質を発生させる事業場に対しては対応が困難な状況にあったことから、平成 28 年 1 月に市街化地域において、人の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化する「臭気指数規制」を導入した。

なおこの間、工場などにおける悪臭対策が進められたことや、本市が環境パトロールや工場への立入調査を実施し、施設の改善等の指導を行った結果、悪臭公害は改善されてきており、苦情件数は、近年、減少傾向にある。

● 騒音・振動

騒音・振動苦情は、中小企業を発生源とするものが多いが、これらは工場、商店、住宅等が雑居するいわゆる住工混在型であることが多く、その対策に必要な敷地・資金面での制約があり問題を解決するのは困難であることが多い。

また、音響機器、クレーン等の近隣騒音や国道 23 号をはじめとする大型車の通行の多い道路沿線

での騒音・振動など都市型公害が増加してきているのが最近の特徴である。

このため、騒音規制法や三重県生活環境の保全に関する条例による規制基準を遵守させるべく、施設届出時の事前指導や環境騒音、道路交通騒音・振動の環境調査を行い、関係部局と連携をしながら対策を進めている。

● 公害防止協定

昭和 43 年以降、住民の生活環境を保全し、きめの細かい公害防止対策を推し進めるため、石油化学コンビナートを中心に各企業と順次公災害防止協定を締結してきた。また、昭和 50 年には石油化学コンビナート等災害防止法が制定されたことを機に災害関係を切り離し、公害防止協定として締結し直し、これまで公害防止対策を推進してきた結果、四日市市の環境改善に一定の効果をあげてきた。しかしながら平成 17 年頃から一部のコンビナート企業による不適正事案が発覚したことから、平成 20 年に公害防止協定の見直しについて四日市市環境保全審議会へ諮問し、本審議会の審議を経て、平成 21 年に公害防止協定を改定し、その後 46 社と協定を締結した。令和 6 年度末現在、47 社と協定を締結しており、公害防止に関する必要な指導、監視に取り組んでいる。

大気汚染常時監視システム

市内 8 カ所に大気常時監視測定局を設置し、その測定データをテレメーターシステムで市の中央監視局に送信している。

中央監視局では、その結果をデータ表示するとともに、四日市市のホームページ「かんきょう四日市」にて速報値の情報提供を行っている。

大気常時監視測定局及び測定機器整備状況(令和 6 年度現在)

測定局	設置年度	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	風向風速
1. 磯津	S38	○	○		○	○	○	○
2. 四日市商業高校	S47	○	○	○	○	○	○	○
3. 三浜	S41	○	○	○	○	○	○	○
4. 北星高校	S46	○	○	○	○	○	○	○
5. 楠	S47	○	○		○	○	○	○
6. 納屋※	S52	○	○	○	○		○	○
7. 北消防署※	H17		○	○	○			○
8. 伊坂※	H15		○		○			○
合計		6	8	5	8	5	6	8

(注) ※は自動車排出ガス測定局

健康の被害

昭和 35 年頃から塩浜地区等を中心に、呼吸器疾患を訴える患者が多くなり、コンビナート等による大気汚染が健康に及ぼす影響について、県・市及び関係各機関で調査が始められた。

昭和 39 年には厚生省においても、疫学的な立場からの調査が行われ、市ではそれらを基礎に三重県立大学医学部附属塩浜病院、四日市医師会の協力を得て、昭和 40 年 5 月、全国に先がけて大気汚染関係疾患者の認定及び医療措置（自己負担分の市費負担）を開始した。その後、昭和 45 年 2 月には「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、指定地域における大気汚染関係疾患被認定者に対して、医療費、医療手当等の支給が行われるようになった。

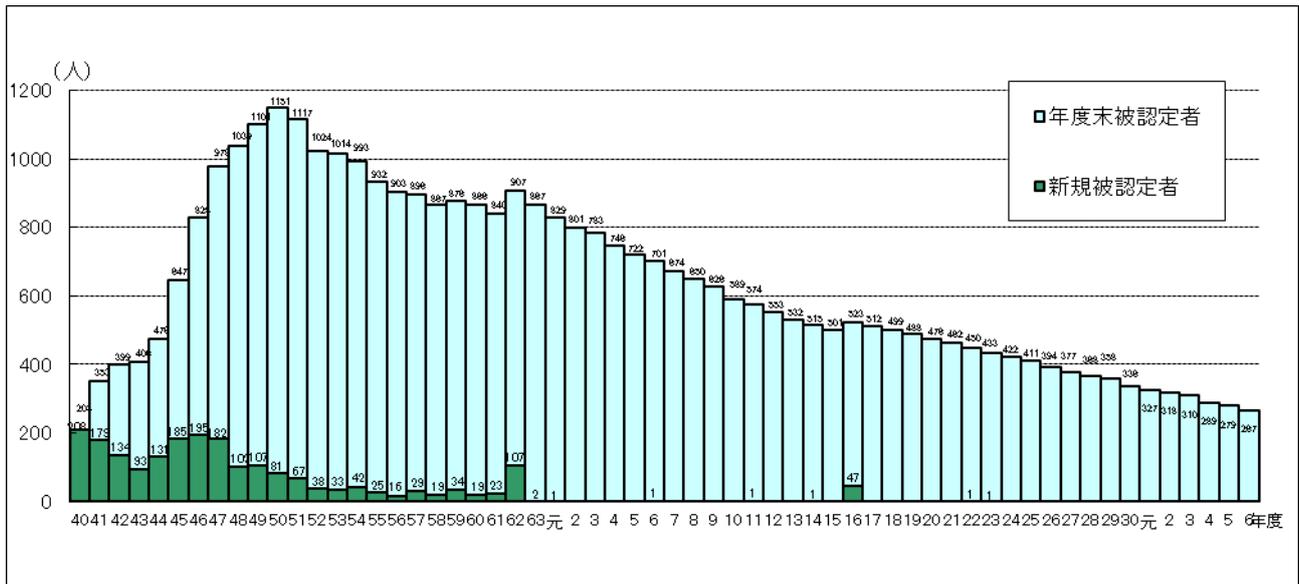
さらに四日市公害裁判の判決を契機として、昭和 48 年 9 月、四日市公害対策協力財団（昭和 53 年 3 月末日解散）が企業の寄附行為に基づき設立され、被認定者に生活安定費の支給を開始した。翌昭和 49 年 9 月からは「公害健康被害補償法」が施行され、療養費、障害補償費、遺族補償一時金などの支給が行われるようになり、被認定者の救済が一層充実された。また、同補償法には、被認定者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が設けられた。

なお、昭和 63 年 3 月 1 日「公害健康被害の補償等に関する法律」の制度改正により、以降は新たな認定は行われていない。しかし、すでに認定されている人々に対する補償・救済は従前どおり実施している。

● 被認定者の障害程度区分(各年度 3 月末日現在) 被認定者（3 級以上）の障害の程度は毎年見直される。

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
特級	0	0	0	0	0	0	0
1 級	0	0	0	0	0	0	0
2 級	14	14	11	10	7	7	8
3 級	293	285	281	272	263	254	241
等級外	29	28	26	28	19	18	18
合 計	336	327	318	310	289	279	267

● 年度末被認定者数の推移



● 補償給付の支給状況（令和6年度支給額）

区 分	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害者特別救済措置要綱	備 考
療 養 の 給 付 療 養 手 当	99,765,719 43,215,800	- -	令和6年3月～令和7年2月分
児 童 補 償 手 当 障 害 補 償 費 遺 族 補 償 費	- 219,246,070 20,529,150	- 21,570,750 5,817,400	令和6年2月～令和7年1月分
遺 族 補 償 一 時 金 葬 祭 料	0 531,750	0 0	令和6年4月～令和7年3月分

地球温暖化対策

● 第4期四日市市環境計画

多様な環境問題を解決するために持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえ、環境面からのアプローチにより経済面・社会面の課題解決を図り、また、多様かつ分野横断的な主体との連携により、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことができるような「マルチベネフィット」な環境行政を目指すため、第4期環境計画（2021～2030）を策定した。また、この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「四日市市地球温暖化対策実行計画」の「市域施策編」及び「市役所編」を包括している。

● 新エネルギー等導入補助

家庭における温室効果ガス削減に向け、家庭における新エネルギー等を用いた設備の導入費用に対して補助を行うことで、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」を柱にスマートなエネルギーマネジメントが高度化されたまち「スマートシティ」の構築を目指している。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金額 (予算額)	41,010,000円 (53,100千円)	42,870,000円 (45,300千円)	90,360,000円 (102,940千円)	107,130,000円 (111,220千円)
CO ₂ 削減量	795t	893t	1,167t	1,038t

各年度「スマートシティ構築促進補助金」の実績

令和6年度補助金の交付内訳

ア 市内住宅への創エネ・蓄エネ・省エネ設備等の導入に対する補助

補助対象設備	補助金額	件数	設備ごとの補助金額
太陽光発電設備※	70,000円/件	199件	13,930,000円
燃料電池設備	60,000円/件	88件	5,280,000円
蓄電池設備	100,000円/件	397件	39,700,000円
エネルギー管理システム（HEMS）	10,000円/件	173件	1,730,000円
地中熱ヒートポンプ	300,000円/件	0件	0円
電気自動車等充給電設備（V2H）	60,000円/件	11件	660,000円
電気自動車等充電設備	20,000円/件	1件	20,000円
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	200,000円/件	151件	30,200,000円
計		1,020件	91,520,000円

※ 太陽光発電設備は、平成30年度から他の補助対象設備と併せて導入する場合に限り補助対象

イ 令和5年度から、上記設備を導入する際、より効果的なエネルギーマネジメントが可能となる組み合わせを導入した場合、補助金を増額

増額する組み合わせ	補助金額	件数	組み合わせごとの補助金額
太陽光発電 + 蓄電池 + HEMS	60,000円/件	92件	5,520,000円
太陽光 + HEMS + V2H	50,000円/件	1件	50,000円
蓄電池 + ZEH	90,000円/件	110件	9,900,000円
V2H + ZEH	80,000円/件	0件	0円
太陽光 + V2H	20,000円/件	2件	40,000円
V2H（再生可能エネルギー充電）	20,000円/件	5件	100,000円
計		210件	15,610,000円

● 地球温暖化対策の普及啓発

グリーンカーテン講座など、市内全地域で地球温暖化問題を周知するとともに、国が推進する国民運動「デコ活」についても、「デコ活宣言」を行い、市ホームページ、啓発マグネット配布、スマートシティ構築促進補助金申請者（676人）に賛同を求めるなど、地球温暖化に対する意識啓発を図った。

環境マネジメントシステム

● 四日市市環境マネジメントシステム（YES）

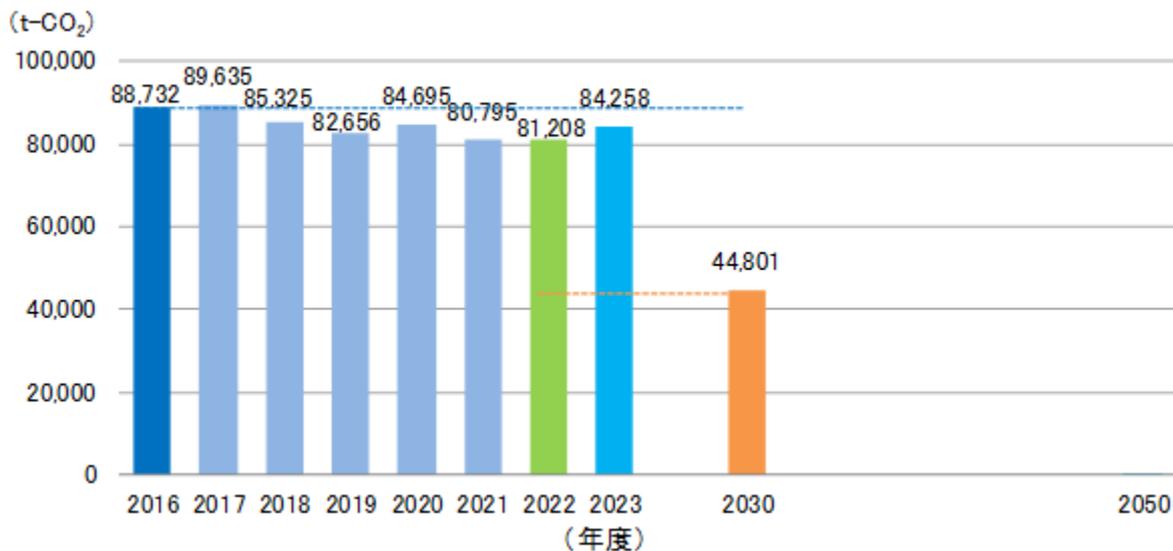
平成20年度より、四日市市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始

(1) 運用開始日 平成20年4月1日

(2) 内容 地球温暖化対策は長期に渉る取り組みが必要であり、また大きく変動しつつある社会情勢に対応しつつ継続的かつ有効な取り組みを進めるためには、国際規格であるISO14001に基づくシステムを、より柔軟性のあるEMSへ改善することが必要となってきたため、環境施策の更なる向上を目指し、四日市市環境マネジメントシステム（Yokkaichi Environmental Management Systems = YES）を構築し、全庁を対象として運用を開始している。

本市施設からの温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

（CO₂-t）



四日市公害と環境未来館

本市では、昭和30年代に「四日市公害」が発生し、多くの人が大気汚染をはじめとする公害に苦しんだ。その歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、環境改善の取り組みや産業の発展と環境保全を両立したまちづくり、さらには、その経験から得た知識や環境技術を広く国内外に情報発信することを目的に「四日市公害と環境未来館」を平成27年3月21日に開館した。

同館では、四日市公害の発生に至る経緯や被害、環境改善に向けたさまざまな対策等について、子どもから大人まで幅広い方を対象に、映像や写真、アニメーションなどを用いてわかりやすく展示している。なお、令和5年2月に展示エリアの一部をリニューアルした。

また、公害・環境に関する書籍や資料を集めた図書コーナーをはじめ、大人向け環境講座や自然観察会、子どもを対象としたエコ工作や夏休み自由研究のための講座などの実施、環境情報誌「えこピース」（年1回）、「えこっぴニュース」（毎月）の発行、地域などにおいて環境活動に取り組むリーダーの育成を図る「エコカレッジ」の開催など、多種多様な環境学習の機会を提供した。さらに、市民団体、企業等が登録する四日市市エコパートナーとの連携・協働による様々な講座も実施した。

【四日市公害と環境未来館】令和6年度：来館者数36,997名、事業参加者数5,014名

場 所 安島一丁目3番16号 四日市市立博物館（そらんぼ四日市）内

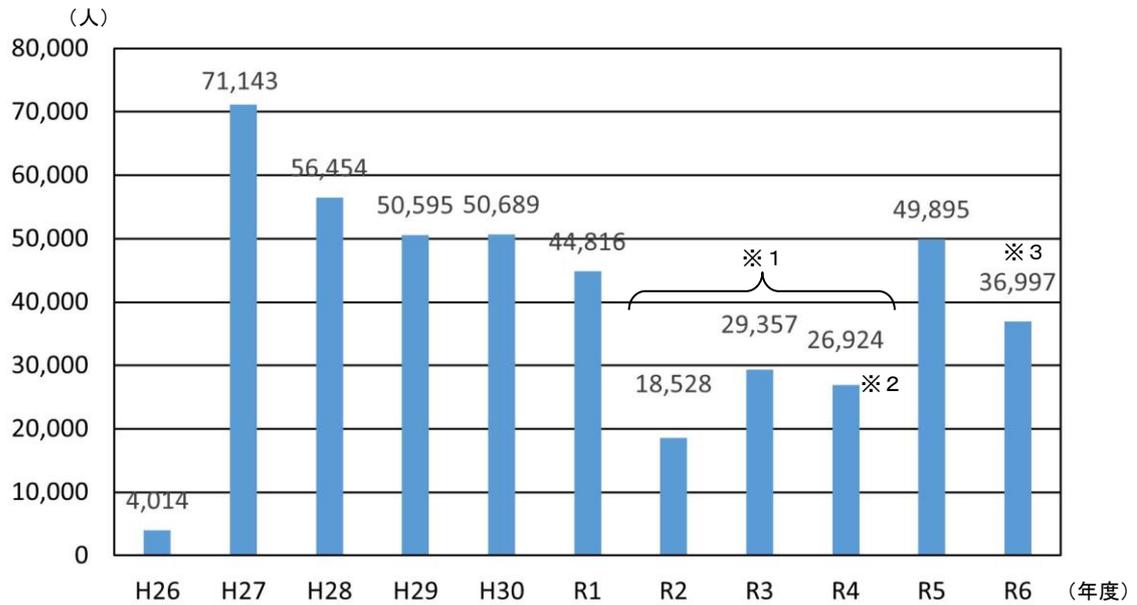
開館時間 午前9時30分から午後5時まで（入場は4時半まで）

（月曜日休館、なお、祝日の場合は翌平日、年末年始ほか整備休館日あり）

主な施設	常設展示室	…明治以降の四日市のくらしの変化およびそのなかで起こった四日市公害の被害や歴史と環境改善の歩みを展示
	図書コーナー	…公害・環境に関する資料・書籍の閲覧・貸出
	研修・実習室	…公害・環境に関する学習講座等の実施
	活動室（じばさん2階）	…エコパートナーの交流・活動の場

●来館者の状況

常設展来館者数推移グラフ



※1 令和元年度末頃から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により来館者減。

※2 令和4年度は約半年間（9/1～2/10）の長期整備休館により来館者減。

※3 令和6年度は4カ月間（11/1～2/28）の長期整備休館により来館者減。

●来館者内訳

小・中学校		保育・幼稚園		一般団体		引率者	一般来館者	来館者計
校	人	園	人	団体	人			
83	4,265	30	564	37	1,087	626	30,455	36,997

※一般団体は20名以上の団体

●環境学習について

No.	区 分	主な内容	回数	人数
①	環境実験 エコ工作	間伐材うちわに絵をかこう、きょうりゅうプチジオラマをつくろうなど（幼児～小中学生対象）	36	715
②	夏休み自由研究 対策講座	四日市公害学習講座、へらそう！食ロスなど（小中学生対象）	11	307
③	身近な自然調べ	こども自然探検隊など（小中学生対象）	8	213
④	大人向け 環境講座	地域で取り組む獣害対策講座など	5	89
⑤	自然観察会	自然観察会（春の山のいきもの～山野草、春の昆虫～）など	10	369
⑥	意識啓発講座	エコ・クッキング（ローリングストック活用法）、おしゃれなふろしき活用術、グリーンカーテンから始めるデコ活など	6	96
⑦	環境関連 施設見学	四日市市学校給食センターなど見学	2	43
⑧	出前講座	水生生物調査、環境講座、四日市公害講座など	51	1,327
⑨	子ども環境教室	生きものの多様性を守ろうなど	8	149
⑩	エコツーリズム	バスで行くネイ茶～体験、ネイチャーウォークよっかいちなど	2	42
⑪	一般講座	キッズ・モノづくりワンダーランド、海のお掃除船「じんべい」見学など	10	229
⑫	環境保全活動 人材養成事業	エコカレッジ・環境学習指導員養成講座など	8	96
⑬	出展事業	みえ環境フェア（メッセウイングみえ）、秋まつり（勤労者・市民交流センター）など	3	450
⑭	環境学習講座 （直営事業）	子ども環境ツアー、講演会「四日市公害を忘れないために」、語り部さんのお話を聞こうなど	21	859
⑮	発表会・交流会	エコパートナーミーティング	2	30
合計			183	5,014

(公財) 国際環境技術移転センター

本市の大気汚染等の環境問題に対する取組により集積している環境保全技術などを活用して、研修・研究開発等を実施し、開発途上国等の諸外国へ技術移転を行うための機関として、平成2年3月に三重県及び四日市市の出捐により、財団法人環境技術移転センターが設立された。その後、通商産業省（現：経済産業省）及び中部産業界等の支援を得て、平成2年12月に通商産業大臣認可の財団法人となり、平成3年2月には財団法人国際環境技術移転研究センター（略称 ICETT）として衣替えした。平成4年10月に四日市市桜町の鈴鹿山麓リサーチパーク内に施設が完成し、同年11月より当地において地球環境保全に資する産業技術の移転を通して、地球環境問題の解決に貢献するための我が国の拠点として事業を展開してきた。

平成19年10月3日に独立行政法人国際協力機構（JICA）より理事長表彰、平成20年7月15日に外務大臣表彰、平成21年12月2日に地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞するなど、これまでの活動が高く評価されている。平成23年4月1日には、内閣総理大臣の認定を受け公益財団法人国際環境技術移転センターに移行し、令和2年には設立30周年を迎えた。

具体的な取組としては、設立当初は産業公害防止技術の海外移転のための研修・指導が中心であったが、社会経済情勢やニーズの変化と共に、廃棄物管理や生活排水処理など、いわゆる都市・生活型公害への対応や、近年では気候変動対策や資源循環の推進といった地球規模の課題にも幅広く取り組んでいる。

令和6年3月に第3次中期経営計画（令和6～10年度）を策定し、「カーボンニュートラル」と「資源循環」の二つを取組の重要な柱と位置づけ、わが国の先端的な技術、システム、人材を活かした技術移転や企業の環境ビジネスの海外展開などに、積極的に取り組んでいくこととしている。

公益財団法人国際環境技術移転センターの概要

設 立	平成2年3月31日
財 産	基本財産 38億8222万円（令和7年3月31日現在）
施設概要	所在地 三重県四日市市桜町3684番地の11（平成4年10月完成） 規 模 敷地面積 10,750㎡、施設規模 地上3階 延床面積 3,525㎡ 内 容 研修施設、宿泊・交流施設、管理運営施設
事業概要（令和6年度実績）	
(1) カーボンニュートラル分野における技術移転の推進	
海外事業	
・	タイ中小企業の脱炭素経営支援事業（自主財源/一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）/地球環境ファシリティ（GEF）補助）：ICETT とタイ王国工業省工場局との脱炭素分野における協力覚書に基づき、タイの中小企業などを対象としたカーボンニュートラルセミナーを3回開催。参加者計468名。また、タイ政府機関職員を対象とした4日間の受入研修を実施。参加者計21名。
国内事業	
・	四日市市中小企業向け脱炭素経営支援事業（四日市市委託）：中小企業向けの脱炭素経営に関するセミナーを開催するとともに、市内中小企業1社をモデル企業とした伴走型支援を実施。セミナー参加者計34名。
・	多様なカーボンニュートラル関連技術の海外移転事業（自主財源）：カーボンニュートラル関連技術を有する中部圏の企業の海外ビジネス展開を促進するためセミナーを3回開催。参加者計181名。

(2) 資源循環分野における技術移転の推進

国内事業

- ・ 多様な資源循環関連技術の海外移転(自主財源):日本国内及び ASEAN 諸国など海外での資源循環とそれに資するビジネスの促進に貢献することを目的にセミナーを3回開催。参加者計489名。

招へい事業

- ・ グリーン成長戦略分野に係る人材育成事業(AOTS 補助):フィリピンの行政機関や企業経営者等を対象に、食品廃棄物からエネルギーを回収し活用する技術をテーマとした研修を実施。参加者8名。

(3) 地域のニーズをふまえた環境課題への対応

海外事業

- ・ 草の根技術協力「パラオ共和国 バベルダオブ島における分別排出システムの普及促進事業(地域活性型)」(JICA 委託)

招へい事業

- ・ 天津環境交流事業(四日市市委託):天津市生態環境局等の職員等を対象に、日本の環境技術や管理手法を理解し、天津市の環境改善に役立てることを目的に5日間の研修を実施。参加者4名。
- ・ ベトナム・ハイフォン市との経済交流(四日市市委託):四日市市とベトナム・ハイフォン市との経済交流の覚書に基づき、ベトナム投資セミナーを開催。参加者計50名。
- ・ 開発途上国における喫緊の環境課題解決に向けた技術移転(JICA 事業請負実施議企業委託):カンボジア国水質汚濁防止能力向上プロジェクトの一環として5日間の研修を実施。参加者7名。

(4) 次代を担う人材の育成と情報・技術交流の促進

国内事業

- ・ グローカル人材育成講座(三重県委託):計3回講座を実施。参加者計39名

招へい事業

- ・ 高校生地球環境塾事業(四日市市委託):四日市市の友好都市である中国天津市、姉妹都市である米国ロングビーチ市の高校生を招き、生物多様性保全をテーマに約1週間の研修を実施。参加者12名(天津市、ロングビーチ市、四日市市から各4名)

(5) 情報提供及び普及啓発事業

機関誌・ニューズレターの発行、ホームページ・メールマガジンによる情報提供

清掃事業の概況

令和3年度に改定を行った「四日市市ごみ処理基本計画」では、SDGsの視点を取り入れ、みんなで創る「住み続けられるまち」を基本理念としており、「ごみの発生抑制の推進」「適正な資源化の推進」「適正な処理・処分の維持」の3つの基本方針のもと、食品ロス削減の推進や次世代を担う子どもたちへの啓発、事業系ごみの適正処理の徹底といった施策など15項目の重点施策を中心に継続して取り組んだ。令和4年度の機構改革で生活環境課におけるごみの収集・処理を担う部門が環境事業課として独立するとともに、生活環境課ではごみの減量に特化したごみ減量推進係が新たに設置されたことから、ごみ処理基本計画の達成に向け、2つの課が連携して必要な施策への取り組みを推進した。

ごみの発生抑制の推進については、従来から継続して実施している出前講座や地域での説明会、クリーンセンターの見学会、ごみ収集車を用いた小学校への出前授業などを実施した。また、家庭で発生した食べ残しや未利用食品などの廃棄食品の種類や量などを一定期間記録する「食品ロスダイアリー事業」を実施し、子どもたちの気づきを促しながら、食品ロス削減の啓発に取り組むとともに、令和4年度からは、食品ロスの削減に協力いただける市内の飲食店や小売店、その他の事業者を認定し、周知、啓発を行う「よっかいち食べきり推進店事業」を開始した。さらに、食品ロス削減だけでなく、地域課題や福祉問題の解決を目的とし、市民や企業等から寄付いただいた食品を子ども食堂や食の支援団体等にマッチングさせる「食品ロスマッチング事業」を令和5年度から開始するとともに、令和4年度に引き続き「フードドライブ」を市のイベントと同時に開催した。

適正な資源化の推進については、自治会や子ども会などの住民団体が自主的に実施する資源物の集団回収を支援する「四日市市資源集団回収助成金制度」、資源物の拠点回収を行う団体を支援する「エコステーション設置促進事業費助成制度」により、引き続き資源物の回収促進に取り組むとともに、可燃ごみへの資源物混入を防ぐために市が収集する紙類や布などの資源物について説明した「四日市市のごみを減らそう！もったいないハンドブック」を作成し、令和6年3月に全戸配布を行った。

適正な処理・処分の維持については、総合計画の推進事業である「福祉サービスと連携したごみの収集」の実施に向けて、ごみ出しが難しい高齢者等を支援するホームヘルパーなどが、通常のごみの収集日程に限らず、ごみを出せる訪問介護等専用の回収箱を地区市民センターなどに設置し、令和3年10月から運用を開始した。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみが飛散して海に流出しないように、河川や水路沿いのごみ集積場の改修を実施したほか、地域や市民団体と連携して、吉崎海岸で海岸清掃活動「よっかいち海ごみゼロ大作戦!!」を実施し、啓発に取り組んだ。

一方、クリーンセンターに搬入されるごみには、市外からの搬入や、家庭系廃棄物の中に事業系廃棄物が混入している可能性が否定できないことから、このような不適切なごみの搬入を防止するため、「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、令和5年1月から手数料が0円となる家庭系廃棄物の量を1日150kg以下に引き下げた。また、クリーンセンターに持ち込まれるごみを、施設内に設置した仮置場にて、中身を展開して検査する展開検査を前年度に続けて行い、不適切なごみを搬入した収集運搬事業者や、排出元の事業者に対して指導を実施した。

ごみ処理施設については、DBO方式による破砕処理施設、高効率発電設備を併設した「四日市市クリーンセンター」が、平成28年4月から本格的に稼働した。これに伴い、南部埋立処分場の市民受け入れを平成28年3月に終了し、四日市市クリーンセンターを中心とした廃棄物処理システムの運用を開始した。また、令和6年度から北部清掃工場及び北部埋立処分場浸出水処理施設の解体工事に着手した。

し尿処理については、昭和38年10月より日永下水投入槽を開設し、公共下水道施設にし尿の投入を開始するとともに、昭和43年3月からは、四日市・菰野・川越・朝日地区衛生組合を設立し、公共下水道施設の処理と併せて朝明衛生処理場（処理能力140kℓ/日）で、し尿処理を開始した。

平成11年に四日市・菰野・川越・朝日地区衛生組合を朝明広域衛生組合に改称し、朝明衛生処

理センター（処理能力 300kℓ／日）を設置した。

また、昭和 63 年 5 月より行ってきた海洋投棄は平成 16 年度に廃止し、全量を陸上での衛生処理に切り替えるとともに、平成 28 年 4 月より朝明衛生処理センターにし尿処理を一本化した。

● 清掃関係予算の推移

年度	一般会計 総予算額 (千円)	清掃関係予算 (千円)				前 年 度 計 比 の	前 年 度 予 算 比 の	占 一 般 会 計 合 計 に	割 る 人 件 費 合	清 掃 費 に 占 め の	費 の 割 合	清 掃 費 に 占 め る 其 他 運 営
		人件費	普通建設 事業費	その他 運営費	予算額 合 計							
R3	121,160,000	754,527	698,508	2,771,836	4,224,871	101	107	3.5	17.9	65.6		
R4	130,920,000	718,127	326,398	2,751,543	3,796,068	108	90	2.9	18.9	72.5		
R5	129,900,000	730,820	75,358	3,127,494	3,933,672	99	104	3.0	18.6	79.5		
R6	137,320,000	762,495	132,652	3,367,000	4,262,147	106	108	3.1	17.9	79.0		
R7	145,320,000	753,099	159,271	3,628,367	4,540,737	106	107	3.1	16.6	79.9		

ごみ処理事業

● 職員数

(令和7年4月1日現在) (単位:人)

施設名	事務	収 集		処理・処分		車 両 管理者	再任用	会計年度 任用職員 (フルタイム)	会計年度 任用職員 (パート)	合計
		運転手	作業員	運転手	作業員					
南部清掃事業所	2	14	1	—	—	1	3	—	13	34
北部清掃事業所	3	27	—	—	—	1	3	—	23	57
クリーンセンター	9	—	—	—	—	—	2	1	9	21
合 計	14	41	1	—	—	2	8	1	45	112

● 分別収集体制

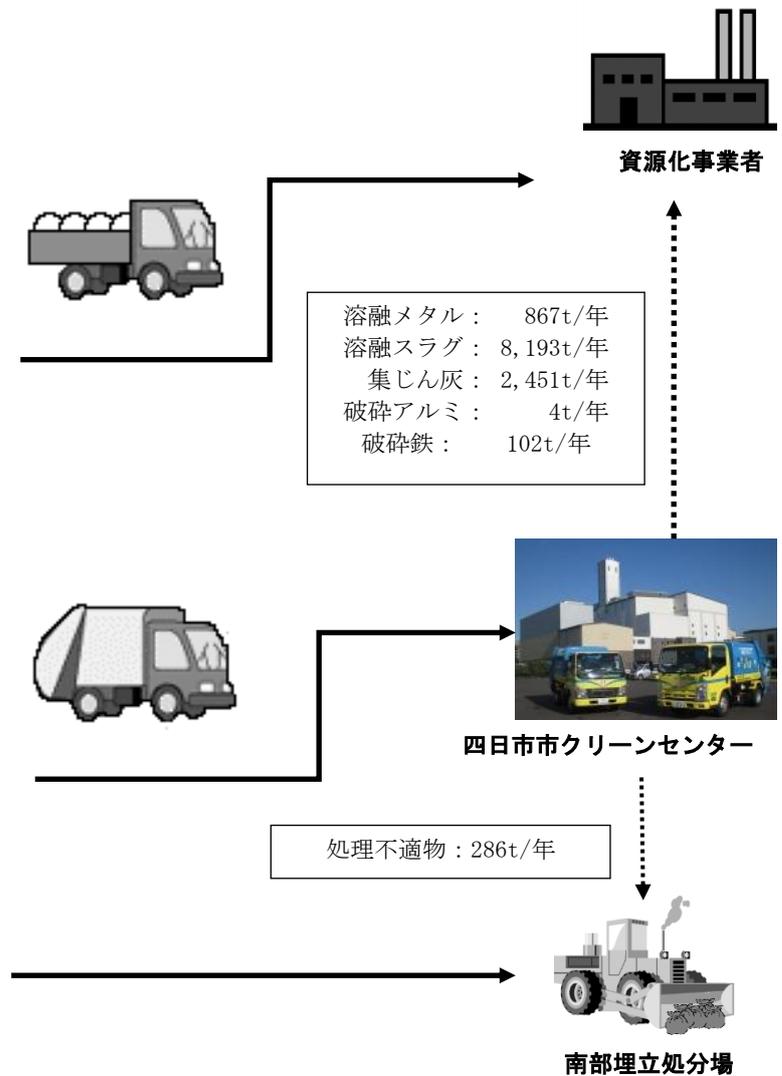
ごみの減量化、資源の有効利用を目的として、『可燃ごみ』、『破碎ごみ』、『資源物』、『ペットボトル』、『粗大ごみ(戸別有料収集)』の5種類の分別収集を行っている。

● 収集・処理状況(令和6年度)

資 源 物	
紙類、布・衣類、 びん、飲料缶、 飲料缶以外の金属 (スプレー缶、ライター含む)	2週1回 5,657 t/年
ペットボトル	2週1回 403 t/年
乾電池・蛍光管 水銀体温計	2週1回 104 t/年
小型家電	2週1回 288 t/年

可燃・破碎ごみ	
焼却(溶融)処理 破碎処理 ※市外分含む	週2回 (可燃) 2週1回 (破碎) 89,615 t/年

最終処分	
不燃物、処理不適物 ※処理不適物:286tを含む	随時 967 t/年



● 市収集処理実績

(単位：t)

年度	収集・処理実績	実 績 (内訳)	
		焼却・破砕処理	埋立処分
令和3	67,525	66,797	728
令和4	64,994	64,204	790
令和5	61,370	60,790	580
令和6	59,789	58,903	886

※市外分含む

【クリーンセンターでは、市外（朝日町、川越町）の家庭系一般廃棄物も受け入れている】

● 許可業者等直接搬入処理実績

(単位：t)

年度	搬入・処理実績	処 理 実 績 (内訳)	
		焼却・破砕処理(t)	埋立処分(t)
令和3	32,075	31,967	108
令和4	32,343	32,175	168
令和5	31,466	31,255	211
令和6	30,793	30,712	81

● 資源物収集実績

(単位：t)

年度	収集実績	処 理 実 績								
		金属類		びん	紙類	布・衣類	乾電池・水銀体温計・蛍光管	ペットボトル	小型家電	焼却灰等(スラグ等含む)
		缶	缶以外							
令和3	21,505	127	1,298	1,406	2,453	1,273	123	413	561	13,851
令和4	20,542	111	1,117	1,367	2,614	1,165	124	416	420	13,208
令和5	19,857	113	1,020	1,279	2,477	1,055	123	402	360	13,028
令和6	18,069	109	958	1,181	2,385	1,024	104	403	288	11,617

● ごみ処理経費

(単位：円)

年度	1 t 当たり経費			
	収集部門	焼却・破砕部門	埋立部門	資源物処理部門
令和3	14,029	13,137	70,608	64,904
令和4	16,379	11,033	215,530	55,371
令和5	18,035	11,433	301,266	61,497
令和6	23,639	17,116	255,063	65,872

清掃施設

● 清掃事業所

名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積
北部清掃事業所	四日市市垂坂町 1587 番地	5,133 m ²	1,006.10 m ²
南部清掃事業所	四日市市大治田三丁目 4 番 26 号	6,482 m ²	1,115.47 m ²

● 最終処分施設 南部埋立処分場

名 称	南部埋立処分場
所 在 地	四日市市小山町 2855 番地
埋立処分場用地面積	194,437 m ² (内、埋立計画用地面積 134,611 m ²)
埋 立 容 量	251 万 m ³ (廃棄物 205 万 m ³ 覆土 46 万 m ³) ※平成 3 年 3 月に 127 万 m ³ から規模変更

南部処分場は、延長 900m の谷間の地形をとり入れて下流を堰堤(止水擁壁)でせきとめ、底部には汚水集水管等管渠、遮水構造物を施した埋立地構造物と、これから浸出する汚水を処理する浸出汚水処理施設、雨水調整池(容量 3 万 m³)、管理棟などからできている。

● 焼却施設

名称		四日市市クリーンセンター
区分		
建設当初	所 在 地	四日市市垂坂町 1736 番地
	敷 地 面 積	79,577 m ²
	竣 工	平成 28 年 3 月
	処 理 方 式	(焼却施設) シャフト式ガス化溶融炉
	処 理 能 力	焼却施設 : 336t/日 (112t/日×3 炉) 破砕施設 : 32t/5h
	建物構造面積	RC、SRC、S 造 (延) 18,550.78 m ² (地下 1 階、地上 5 階)
	着 工	平成 24 年 10 月
	竣 工	平成 28 年 3 月
主 な 設 備	○焼却施設 処理対象物 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ 受入供給設備 ピット・アンド・クレーン方式 ピット容量 : 12,000 m ³ 燃焼設備 旋回燃焼方式 燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備 消石灰・活性炭吹込、ろ過式集じん器 アンモニア吹込、触媒反応塔 余熱利用設備 蒸気タービン発電 (9,000kW) 溶融物処理設備 水砕+磁選方式 ○破砕処理施設 処理対象物 破砕ごみ、不燃性粗大ごみ 処理方式 高速回転破砕、磁力、粒度、アルミ選別	

● 車種別車両保有数

(令和6年4月1日現在) (単位:台)

車 種		南 部 清掃事業所	北 部 清掃事業所	南 部 埋立処分場	クリーン センター	合計
収 集	小 型 ト ラ ッ ク	1	1	—	3	5
	小 型 塵 芥 収 集 車	12	23	—	—	35
	中 型 塵 芥 収 集 車	—	—	—	—	0
処 理	タ イ ヤ シ ョ ベ ル 他	—	—	1	1	2
転 送	小 型 ダ ンプ	—	—	1	—	1
予 備	軽 ダ ンプ	—	—	—	2	2
	小 型 塵 芥 収 集 車	6	11	2	—	19
	中 型 塵 芥 収 集 車	—	2	1	—	3
	ブ ル ド ー ザ ー	—	—	—	—	0
	バ キ ュ ー ム 車	—	—	1	—	1
事務連絡	乗 用 車	—	—	—	2	2
	軽 ト ラ ッ ク	1	1	—	2	4
合 計		20	38	6	10	74

衛生事業の概況

市営斎場・霊園の運営等を行っている。

- ・北大谷斎場及び市営霊園の運営

● 斎場・墓地

1. 斎 場

(1) 北大谷斎場施設

- ・位 置 四日市市大字松本字北大谷 1986 番地 1
- ・敷地面積 27,169.92 m²
- ・延床面積 4,416.34 m² (1 階 3,714.20 m²、2 階 702.14 m²)
- ・火 葬 棟 2,559.624 m²
- ・待 合 棟 1,856.717 m²
- ・葬 祭 棟 933.97 m²(3 会場)
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・火 葬 炉 炉数 火葬炉 12 基、汚物炉 1 基
型式 再燃焼炉付台車式寝棺炉 (前室付)
燃料 都市ガス
- ・工 期 着工 平成元年 12 月 完了 平成 6 年 11 月
- ・総事業費 4,786,901 千円

(2) 北大谷斎場施設設備整備概要

北大谷斎場全面改築事業は、施設の老朽化と周辺環境が都市開発にともない住宅化されたことから、当該施設を周辺環境の保全を図るとともに、通夜葬儀から火葬に至る総合葬祭施設として整備した。

(3) 斎場使用料

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

種別	区 分	市 内	一時転出	三重郡	その他市外	
火葬炉	遺 体	1 2 歳 以 上	5,000 円	5,000 円	30,000 円	50,000 円
		1 2 歳 未 満	3,000	3,000	18,000	30,000
		死 産 児	2,000	2,000	12,000	20,000
	人 体 の 一 部		1,000	1,000	6,000	10,000
	胞 衣 ・ 産 汚 物		500	—	3,000	5,000
待合室	洋 室 (3 0 人)		3,300	3,300	4,400	6,600
	和 室 (4 0 人)					
	洋室兼会議室 (30 人)		4,400	4,400	5,500	8,800
霊 安 室		1,100	1,100	2,200	2,200	

(4) 火葬・葬祭件数

年 度	北大谷斎場				北大谷葬祭場	
	市内	市外	胎盤・汚物	人体の一部	市内	市外
令和 2	3,122	203	0	95	603	12
3	3,318	195	0	55	593	9
4	3,655	244	0	41	594	13
5	3,543	225	0	18	603	11
6	3,752	263	0	30	601	11

※火葬件数は大人、小人、胎児の合計

2. 墓 地

市内に市営霊園は5カ所ある。

(1) 北大谷霊園

- ・面 積 52,873.38 m²
- ・区 画 数 3,320 区画 (4 m²…2,242 区画、6 m²…556 区画、8 m²…522 区画)
- ・完成年月 昭和48年2月 (平成2年11月 69区画増設)
- ・事業費 184,625 千円 (上記事業費 2,979 千円)

使用料及び管理料

(令和7年4月1日現在)

区 画 種 類	使 用 料	管 理 料
4 m ² (1.6m×2.5m)	560,000 円	年間 630 円 (又は永代分(一括払) 18,900 円)
6 m ² (2.0m×3.0m)	840,000 円	
8 m ² (2.5m×3.2m)	1,120,000 円	

(2) 北部墓地公園

昭和53年8月に都市計画墓園事業として建設が決定され、順次造成し現在下記の区画数となっている。

区画数 6,797 区画 (平成26年4月 98区画 (2 m² 84区画、4 m² 14区画) 増設)
(2 m²…4,925 区画、4 m²…1,505 区画、6 m²…367 区画)

使用料及び管理料

(令和7年4月1日現在)

区画種類	使用料	管理料 (年額)
2 m ² (1.25m×1.6m)	325,000 円	2,100 円
4 m ² (1.6 m×2.5m)	650,000 円	4,200 円
6 m ² (2.0 m×3.0m)	975,000 円	6,300 円

(3) その他の霊園

霊園名	敷地面積	区画数
富田霊園	5,153.00 m ²	1,319 区画
富洲原霊園	5,076.00 m ²	1,670 区画
塩浜霊園	4,962.00 m ²	1,403 区画

し尿処理事業

● 処理人口

(単位：人)

年 度	処 理 区 分					計
	くみ取り	下水道	浄化槽	農業集落排水	コミュニティ・プラント	
令和 2	7,858	232,126	61,622	5,916	3,088	310,610
3	7,692	233,574	59,479	5,466	3,127	309,338
4	7,389	236,182	56,431	5,379	3,371	308,752
5	6,989	237,920	53,186	5,299	3,240	306,634
6	6,902	238,194	51,995	5,183	3,325	305,599

● し尿収集量 (令和6年度)

委 託 6,756.6 キロリットル 許 可 2,393.0 キロリットル 合 計 9,149.6 キロリットル

● し尿処理状況 (令和6年度) (単位：キロリットル)

区 分	終 末 処 理
	朝明衛生センター
委 託	6,897.1
許 可	2,442.7
合 計	9,339.8

※ 処理時に水を使用するため、収集量と処理量とは一致しない。

● し尿汲取手数料 (令和-

● し尿汲取委託料 (下段は楠地区)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
単 価	235.67 円	264.41 円	274.97 円	306.26 円	328.01 円
(10 リットル当り)	602.81 円	639.53 円	743.16 円	787.83 円	817.84 円

● し尿処理経費

年 度	1 キロリットル当り経費	
	収集部門	陸上処理部門 (※)
令和 2	32,608 円	—
3	34,085 円	—
4	35,913 円	—
5	41,047 円	—
6	48,648 円	—

※平成 28 年 3 月末で日永浄化センターの受入終了

朝明広域衛生組合

地区住民の生活環境の向上を図るため、清掃施設整備の一環として、昭和40年10月13日四日市市及び三重郡菰野町、川越町、朝日町の1市3町で一部事務組合を設置し、朝明衛生処分場を同43年3月に建設、し尿の共同処理に当たってきた。

なお、平成11年8月に新処理場の朝明衛生センターが完成し、現在稼働中である。

● 朝明衛生センター

- ・所在地 三重郡川越町大字高松1508番地
- ・処理能力 300kℓ/日
- ・竣工 平成11年8月31日(処理棟は平成10年10月から稼働)
- ・建設費 6,481,666千円